

「丹後の職人」 認定規程

【目的】

第1条 丹後織物業界において、織物の製造および関連する工程に永年従事する卓越した技術者を認定表彰し、丹後ちりめん等製造工程における蓄積された職人技を広く知らしめることにより後継者の良き模範となり、同時に丹後織物の付加価値をアピールすることによって商品価値を高めることを目的とする。

【認定資格の対象】

第2条 1 別表に定める丹後織物の製造および関連する工程の職種に現に従事する者。
2 職種における経験年数は概ね20年以上とする。
3 その職において蓄積された職人技を広く知らしめ、後継者の良き模範となる者

【応募方法】

第3条 1 原則として組合員企業のほか、本組合、関係諸団体およびグループの代表による推薦応募とする。
2 推薦書様式(別紙)にて、推薦者が所定の事項を記入し提出する。

【審査】

第4条 認定者は、組合役員で構成する審査委員会にて決定する。なお原則書面審査とするが、必要に応じてヒアリングまたは現場作業確認を行う場合がある。

【認定表彰】

第5条 認定表彰は原則年1回とし、認定書および記念品を授与する。

【広報】

第6条 公募および表彰については組合広報紙のほかホームページ等にて広報する。

【その他】

第7条 本規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
附 則 本規程は平成26年9月1日から施行する。

(別 表) 対象となる職種・作業

撚糸工	経て継ぎ	精練・染色
整経工	機拵え	検査
織布工	織機調整	補正

*上記ほか、認定委員会が特に認める職種とする